

「第8回農協のあり方についての研究会」議事要旨

日 時：平成15年10月27日(月) 13:00~15:15

場 所：農林水産省第2特別会議室

協同組織課長：ただ今から、第8回「農協のあり方についての研究会」を始めさせていただきます。

本日は、牛尾委員、鈴木委員、野村委員、橋本委員、水谷委員が御欠席でございます。

また、本日は農協系統の取組みについて御報告頂くため、2名の方にお出で頂いております。

全国農業協同組合中央会の山田専務でございます。それから、全国農業協同組合連合会の田林理事長でございます。

それでは、座長よろしく申し上げます。

今 村 座 長：本日は、久しぶりにお集まり頂きましたが、ありがとうございます。本題に入ります前に、本日、この研究会を開いた趣旨について一言御挨拶申し上げます。

この研究会としては、3月28日に報告書を取りまとめましたが、その際、私から「当研究会は本報告書を踏まえ、政府及び農協系統が行う改革の具体化や実行状況について、今後も検証し助言を行うため必要に応じて開催していきたい。」と申し上げました。

前回の研究会から半年余りが過ぎまして、また、農協系統におかれましては、今月10日に第23回JA全国大会を開催されました。

そこで、農協系統及び農林水産省のそれぞれから、これまでの間の取組みの御報告を頂き、それに基づきまして皆様からいろいろな御意見を頂戴したいと考えて、本日、開催することといたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、はじめに、川村経営局長から御挨拶をお願いいたします。

経 営 局 長：経営局長の川村でございます。一言、御挨拶申し上げます。委員の皆様方には、3月28日の研究会以来ということで、久しぶりに御参集のお願いをしたところでございますが、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

3月に報告書を取りまとめて頂いた以降、例えば、コメ政策の改革のための改正食糧法が成立いたしましたし、また、WTOの閣僚会議でありますとか、FTAの動き等がありました。また、農林水産省としても、食料・農業・農村基本計画の改定に着手するといったように、この3月以降、いろいろなことが非常に早いテンポで動いております。

我々も、農協改革はこういう中での大きな課題であろうと捉えておりました。引き続き地道に着実に進めていくべきことだと思っております。現在、3月の報告書に示された改革の方向に沿いまして、農協系統、また、行政も取り組んでおるところでございます。

研究会の報告書の中では、農協の経済事業改革につきまして「農協系統は農業者の自主的な協同組織であるが、民間の経済主体として経済社会の中で、一般企業と競争しているということに自覚した上で、この競争に勝ち抜くために責任ある経営を行い、経済的メリットによって農業者、特に担い手、そして消費者に選択してもらえるようにすることが基本」という理念が掲げられております。

また、この理念のもとに農協改革の基本方向として、国産農産物の販売の

拡大でありますとか、生産資材コストの削減、あるいは生活関連事業の見直し、経済事業等の収支均衡等が示されておりますし、中央会のリーダーシップの発揮、全農改革について盛り込まれております。

先ほども御紹介がありましたとおり、農協系統は3年に1度のJA全国大会を、去る10月10日に終えたところでございます。報告書とりまとめ以降の組織協議が、この大会に一定の実を結んだということでもありますので、一つの節目として、このタイミングで本日の研究会を開かせて頂き、農協系統の取組状況等を御報告頂いて、御審議頂きたいということでございます。

また、行政側の取組みにつきましても、途中段階ではございますが、御報告を申し上げたいと思っております。

是非、委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますし、引き続き、この農協改革が着実に進展をいたしますよう、よろしく願いをしたいと思います。

簡単ではございますが、御挨拶をさせて頂きました。本日はどうもありがとうございました。

今村座長：ありがとうございました。それでは早速、農協系統から、改革への取組状況について、御報告頂きたいと思っております。

はじめに、全中の山田専務から、20分くらいの予定でお願いいたします。

山田専務：全中の山田であります。こうした機会を頂きまして御礼を申し上げます。私の方から、大会決議の内容、さらに、当研究会で御指摘を頂いておりましたこと取組状況を概観して申し上げます。

1-1の資料にまとめましたように、まず、第23回JA全国大会は、10月10日にNHKホールで開催いたしました。それから、今回初めての取組みとして、公募により一般の方々にも参加頂くという形にしまして、およそ3,000名による大会を開催したところであります。

それから、前日の10月9日には、大会決議の実践のための交流集会を開催して、1,200名のJAの代表者が参加して、11の分科会に分かれてパネルディスカッション等を行い、翌日の大会に臨んでおります。

2番目に決議の概要であります。後ほど申し上げたいと思っております。

3番目の検討の経過についてであります。昨年の10月から各種委員会を開催しております。農業者の意見を聞くためのJA改革推進会議、さらには、消費者、マスコミ等の意見を頂くために、経済事業刷新委員会を組織しまして、検討を重ねてきたところでありますし、さらに、組織的な協議も重ねて決定してきたところであります。

4番目に、今後の実践に向けた取組みについてであります。重点取組事項をしっかりと定めまして、さらには、全JAで取り組む最重点事項を定めて、さらに、JAグループ各段階で推進体制を作り、行動計画を策定していくことにしております。

それから、大会決議を受けまして、具体的な取組みのための体制整備もきっちり行って参りますし、行動計画につきましても、年4回程度、取組みの進展状況を集約しまして報告を求め、さらに、推進に当たりまして見直しを行っていくことにしております。

なお、後ほど紹介いたしますが、都道府県段階でそれぞれJA大会が予定されておまして、全国大会で決めた内容に地域性を加味して、都道府県大会決議にしていきますし、さらに、最重点事項ということで全JAで取り組む内容については、各県の大会決議に具体化していくことにしております。

3ページに、最重点事項を整理しております。全JAでの取組み、それから、全国、県段階での取組みに分けて整理しております。お手元にダイジェスト版を差し上げておりますが、このダイジェスト版に従いまして、簡潔に報告させて頂きます。

めくって頂きまして、ちょうど真中にJAを取り巻く情勢をまとめた上で、その下に、JAグループの取組みの現状と課題ということで、一定の成果がみられた事項・取組み、さらに不十分な取組みということで整理しました。

ここには、簡潔な形でまとめておりますが、もちろん、項目ごとにもっと丁寧な整理を行っております。そして、右に、JAグループの目指すべき方向として、JAの今日的な役割ということで5点を整理して、そして、3つの基本姿勢、すなわち信頼、改革、貢献を理念として打ち出しております。

そして、真中にありますが、4つの実施すべき重点実施事項として、1つ目の柱は、「安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興」、2つ目の柱は、「組合員の負託に応える経済事業改革」、3つ目の柱は、「経営の健全性、高度化への取組強化」、4つ目の柱は、「協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化」であります。そして、一番下に、重点実施事項の取組実践をまとめております。

すべてのJAにおいて、今後3年間で取り組むべき最重点事項を設定することにしておりまして、県域、JAごとの判断で取組事項を設定すると同時に、目標の設定、推進主体の明確化、進捗状況の管理を行うことしております。

4ページと5ページに、先ほど申し上げました4本の柱ごとの重点実施事項を整理しております。

続いて、6ページ、7ページに第1の柱の「安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興」に関する最重点事項を掲げております。この部分の最重点事項は、全JAで取り組む内容であります。安全・安心な農産物の提供、続きまして、販売力の強化に向けた営農指導体制の整備、右に行きましてコメ改革、そして、耕畜連携を軸とした資源循環型農業の推進、それから、体制整備による農政・広報活動の強化としております。右側にコメ改革を受けてのJAグループの水田農業ビジョンづくり、これに全力をあげるわけですが、そのイメージを掲げております。

8ページに移りまして、「組合員の負託に応える経済事業改革」の関連の最重点事項を掲げております。消費者接近のための販売戦略の見直し、生産資材価格の引き下げ、生活関連事業の抜本的見直し、経済事業改革を確実に実践する仕組みの構築であります。

続いて、10ページに、3本目の柱であります「経営の健全性、高度化への取組強化」に関する最重点事項を掲げております。JAの経営改善、トップマネジメントの強化と資格要件の整備、内部管理態勢の強化、目標管理制度の導入であります。

そして、4番目の柱の「協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化」につきましては、最重点事項を、女性・担い手等のJA運営への参画促進、組合員加入の促進、ファーマーズマーケットの設置促進、高齢者福祉・健康管理対策の取組促進ということであります。

続きまして1-2の資料でございます。ここは、当研究会報告書で御指摘を頂いたことに対して、JAグループがどう取り組んでいるかということと、大会決議にどのように盛り込んだかということ整理しております。若干、報告申し上げたことと重複するかもしれませんが、もう一度申し上げます。

農協改革の理念をしっかりと定めるということにつきましては、大会決議にJAの今日的役割なり取組みの基本姿勢として盛り込んでおります。内容としては、JA運営と事業活動は組合員が主体であり、組合員に貢献するという経営理念のもと、良質で高度なサービスを低コストで提供し、組合員の所得向上に努めていくということを確認しております。

それから、国産農産物の販売の拡大につきましては、消費者に信頼されるJAブランドの確立ということで、とりわけ、品質を基準としたJA米の取

組みにつきまして、数字の目標も掲げて取り組もうとしております。

それから、ファーマーズマーケットやインショップ等、ＪＡにおける消費者への直接販売の強化についても打ち出しておりますし、ＪＡグループを通じた実需者への直接販売の拡大についても、全農の事業方式見直しの取組みとも相俟って取り組んでいく方向をまとめています。

生産資材コストの削減であります。生産者に実感される生産資材価格の引き下げということで、一定の目標数値を定め、取り組むことにしております。

生活関連事業の見直しにつきましては、拠点型事業の収支改善と競争力強化についての行動計画として、１５年中にマスタープランを策定し、１７年度までの３か年の取組みとして実践に移していきます。なお、この点については後ほどまた申し上げさせていただきます。

経済事業等の収支均衡につきましては、１３、１４年度に遡って新たな部門別収支の状況を把握します。そして、これに基づいて、財務目標として農業、生活、その他事業の収支均衡目標を設定することにしております。３年間で収支均衡を実現していこうということでもあります。

２ページに、県域でのマスタープランを策定して、個別ＪＡ指導を通じて着実に実践していくことをお示ししております。

中央会のリーダーシップの発揮についても、御指摘を頂いていたところですが、全中に、経済事業改革中央本部を７月に設置しまして、県域においても中央会に改革本部を設置することにしております。なお、事務局の体制もきちんと整備しております。そして、この１１月までに経済事業改革指針を策定し、改革を実践することになっているところであります。

全国的なＪＡ改革実践運動であります。先ほど申し上げましたように、ＪＡ全国大会前に実践交流集会を開催しましたし、各県のＪＡ大会が今後予定されていますから、そこできちんと体制整備なり目標を入れ込んでいくこととしているところであります。

３ページに入りまして、今回初めてであります。実践する大会、開かれた大会として具体化すべく、多様な取組みを実施した次第であります。先ほど申し上げたとおり、今後、最重点事項につきましては、目標とスケジュールを盛り込んだ行動計画を策定して進捗管理を実施します。

それから、独占禁止法のチェック体制の強化も指摘されておるところであります。当然、独占禁止法をはじめとしたコンプライアンス体制の構築を行っております。さらに、全中として、個別取引形態ごとの独占禁止法の遵守について、指導を実施しておるところであります。とりわけ、例えばトレーサビリティのための生産履歴記帳運動推進上の留意事項として、農協を利用しないと生産履歴を証明しないというようなことは絶対にはいけないということを、これまで以上に徹底をすることにしております。

続きまして１－３の資料ですが、先ほど申し上げた経済事業の収支均衡に向けた取組資料であります。当研究会の報告書におきまして、経済事業改革への取組みにつきまして、最も御指摘を頂いていたところであります。

一番左側に「消費者への安全・安心な農産物の提供」、「農業者に最大のメリットの提供」、「事業ごとの収支確立」とありますが、これが命題であります。ＪＡが改革の実践主体になるわけですが、今、目標設定の具体的内容の詰めを行っているところであります。

一番上に経済事業改革本部とありますが、ＪＡの経済事業改革を促進し進捗管理を行うために、全国段階と都道府県段階に改革本部を設置しております。そして、経済事業改革の方策として、この１１月に経済事業改革指針を策定します。指針の内容は、「事業目標」、「財務目標」、「実践体制と進捗管理」の３つになります。

まず、「事業目標」ですが、重点事項について3か年の行動計画と数値目標を策定することにしてあります。内容としては、3点あります。

1つ目は、生産者と消費者の接近のための販売戦略の見直しであります。JA全国大会の決議に盛り込んだ内容等が課題となっております。

2つ目に、生産者、とりわけ担い手に実感される生産資材価格の引き下げであります。ここには、具体策としてごく一部を整理しております。16年度から競合品については、JAの弾力的な農家渡し価格の設定なり、県・ブロック域での仕入れにより、競争力ある生産資材価格の実現ということで対応を図りますし、ずっと一貫して言われている担い手対策については、具体的に大口一括購入条件を設定すること等を行いまして、低コスト資材提供により通常に比べ15%程度安い生産資材を提供するというところであります。

それから、3つ目は、拠点型事業の収支改善と競争力の強化でありまして、物流につきましても、供給高に対する物流コストが、合理化前は21%あるのを、5から6%引き下げるとか、さらに県域を越えた広域化により10%未満に引き下げるといった目標を定めることとしております。また、農機についても収支均衡に取り組み、SS、Aコープについても、統廃合とチェーン的運営を通じて、最終利益段階での収支均衡等を図ることとしております。

次に「財務目標」であります。農業、生活、その他事業について収支改善の目標を設定します。改善に緊急を要するJAについては、改革本部が個別指導を実施することとしておりますが、この緊急を要するJAは、どういう基準で対象を定めていくのかという作業を今、進めているところであります。基本的には、JA全体の収益が赤字であること、さらに、農業関係事業も赤字、生活関係事業も赤字というJAは、例えば、全国段階が中心になりまして、県域とJAが一緒になって3か年で収支均衡を図っていくという具体的な取り組みを行っていかうとしておるところであります。

さらに、固定資産投資についても、経済事業の赤字の大きな要因になっているという部分もありますので、自主ルールを策定して取り組むこととしておるところであります。

そして、「実践体制と進捗管理」であります。JAに改革実践のための体制を整備し、改革本部はマスタープランを策定して個別にJAの改革を支援し、それから、法令遵守の徹底を図ることとしております。当然、これには、全農がどういう事業システム改革を行って取り組んでいくかということの裏付けが必要になります。

2ページに、柱になります項目について、イメージを掲げております。JAグループを通じた実需者への直接販売の拡大については、各段階で、重点を定めて取り組むということで、抽象的ではありますが、絵を描いているところであります。右側には、生産者に実感される生産資材価格の引き下げということで、先ほど申し上げましたような取組方策を着実に実践していくということでありますし、下の段には全農におきましても、こういう取組方策で具体化すると整理しております。

3ページは拠点型事業の収支改善と競争力の強化であります。3か年の方策を出しておるわけで、これをさらに県域、JAごとに具体化して取り組んでいくこととしておるところであります。

私の方からは以上であります。

今村座長：ありがとうございました。それでは引き続きまして、全農の田林理事長、お願いいたします。

田林理事長：皆様、お久しぶりでございます。今日はこの場に呼んで頂きましてありがとうございました。私の方からは経済事業改革の基本方向という資料の2-1について御説明します。

全農は、今後の系統経済事業のあるべき姿を展望して、基本方向を定めま

した。今年の5月に設定をしまして、先ほど山田専務の方から話がありました。JA全国大会の議案に盛り込んでいった中身でございます。

1ページには、背景と経過がございます。全農は15年の4月までに、35の経済連と合併をしまして、統合の姿がほぼ見通せる段階になってきましたので、3か年計画を作り、現在、その初年度としてスタートしておりますが、3か年計画策定後は、コメ政策の転換やJAバンクの問題、あるいは独禁法問題、それから、この研究会の報告書等、系統経済事業をめぐる環境が大変、変化をしてきております。

このために、今後の事業環境変化を的確に予測して、あるべき姿を明確に描くために、全農の経営管理委員会に「事業改革委員会」を設置して、去年の12月から審議を行ってきまして、この5月に基本方向として取りまとめたものでございます。

JA全国大会の方針にも事業目標等について反映をいたしましたので、今、山田専務がお話した中身と少し重複すると思えますけれども、御了承頂きたいと思えます。

まず、事業改革の目的ですが「農家・組合員へ最大限のメリットを提供」、これは購買事業のことをいっております。「消費者に「安全・安心な国産農畜産物」を販売」、これは販売事業のことをいっております。そのために、合併JAの経済事業に対し効率的な補完・支援ができる全農の事業形態を再編するというのが目的でございます。

次のページに、全農では、今まで全国本部・県本部の経営単位が分かれています。これを一体的な運営を強化しまして、全会的な基本方針に基づく重点化した事業展開と経営体質の強化を図るということを基本方向として定めております。もう一つは、事業を広域化、一体化、あるいは会社化をすることによって、実質、事業2段を実現するということです。系統経済事業は、まだ、全国本部、県本部、農協という事業3段階になっているくらいがありますので、実質的に全農と農協という事業2段を実現していきます。

課題別の方向で、生産資材コストの削減と推進力の強化についてですが、全国域は行政対応、企画、輸入、仕入、研究・開発、こうしたものに特化させて、現在の全国一元の仕入れを見直していきます。

広域では、地域実態に応じた仕入価格の獲得と供給価格の設定、それから物流拠点整備による合理化を進めてコストを削減していきます。

広域では、また、技術情報の提供、定期的なJA巡回、農家への直接対応等、現場に立脚した推進体制を整備していくこととし、全国本部はスリム化して、主要な業務を現場に配置し編成し直すということを基本方向とします。

安全・安心な農産物の販売につきましては、安全・安心な国産農産物の取扱拡大と流通管理体制の整備、これは、JA米や全農安心システムによる農産物の供給のことを述べております。また、委託販売と市場販売につきましては、合併JAの集荷・分荷機能が大変向上してきておりますので、基本的には、今後、合併JAからの市場への販売を中心にしていきます。連合会の受渡、代金決済、共同計算等の事務については簡素化を図って効率を追求していきます。

次のページに入りまして、全農が持っているセンターでの本会直販事業ですが、これは会社化をして、あるいは子会社であるパールライスの整備、会社機能を強化して、費用の削減、収支の改善を図り、また、販売先に応じた多様な販売ルートを確認していきます。

また、大消費地では、JAの直販を補完するものとして、全農が販売拠点を設置し、量販店や外食産業等への販売強化を図っていきます。

次にJA事業の補完・体制整備です。先ほどから言われている拠点事業につきましては、各JAは撤退等の判断が求められているような状況でありま

す。したがって、今後、JA単独での取組みに限界がある生活関連、農機、物流等の事業については、全農が広域会社化・県域一体化による事業の受託、あるいは移管等を提案しまして、JAと一緒にスリム化をし、収支改善を図り、より良い組合員へのサービスを提供していくことといたします。

その次には、統合効果を発揮・還元するための本会組織のスリム化と一体的運営についてであります。先ほど言いましたように、全農では、全国本部、県本部が、それぞれの経営収支単位になっておりますが、その枠を取り払って一体的な運営とすることは不可欠ですので、手段として事業本部制を導入していく方向であります。

次のページに入りまして、広域、あるいは県域会社への事業機能移管ということで、JAと本会と一緒に、事業を全農に移管したり、あるいは会社化にすることによって、全農・JAの一体的な会社と組合ということで実質的には事業1段に近い効率的な事業転換にし、競争力のある事業として再生します。

ただし、その場合、「なお…」というところに書いてあります検討課題がございます。つまり、農協から株式会社になるわけですから、農協理念というものをどう会社に残すのかということについて、JAグループ企業としての基本方針、設立理念の策定が必要であろうし、また、経営体制、あるいは事業システムの体制の確定も必要です。さらに、人事・労務・就業条件等は、地域の実態や業界水準にしていかなければいけません。こうしたことが、会社化に当たって検討する必要がある課題として残っているということでございます。

次に資料の2-2でございますが、これは今、申し上げましたことを図表、図式化したものでございます。まず、販売事業のことでございますが、作ったものを市場経由して売るという現状から、改革の方向としまして、消費者を基点とした売れるものを作ることへ転換し、JA中心に直販事業を拡大して、全農が手伝うということを述べさせて頂いております。

行動計画については、米センターや青果物の情報センターの設置、あるいは安心システム等の年次別計画を策定しております。

生産資材事業では、従来のコスト積上方式による価格の設定から、改革の方向として、実勢価格を供給価格とし、仕入れはそこから流通コストを差し引いた内容と仕入価格とするようにします。その流通コストにつきましては、物流の合理化を行うことによってコストを引き下げ、供給価格、仕入価格を下げていくという内容で3か年の行動計画を策定し、数値的に設定をしております。

次が、拠点の事業でございます。先ほども山田専務が言いましたJAの農機センター、石油のスタンド、Aコープの店舗でございます。こうした事業は、上の枠内に書いてあります施設の小規模分散型、老朽化、立地等の悪条件によって収益力、事業競争力が低下しております。

改革の方向としまして、JAと連合会を一体化した事業運営による収支改善ということで、施設の統廃合、適正配置、商流の短縮化のため、受託や一体化、あるいは会社化等を考えております。

農機については、全農の県単位で、JAから事業の運営や、場合によっては経営受託を行い、全農とJAと一緒に、組合員への供給やサービスを行っていきます。石油やガスやスーパーマーケットにつきましては、広域会社化をすることによって、店舗やSSの運営を行っていくこととしており、行動計画には黒字のSSや店舗の年次別収支改善の目標を掲げております。

また、今後、全農自らが行っていく事業改革につきましては、販売事業・購買事業は重複するので省略します。経営管理・事業管理について、コンプ

ライアンスは後ほど申し上げます。経営体質の強化とコスト削減への取組みについては、決算に関して、全農グループも当然、子会社との連結決算をやっていかなければいけないということで、全体経営の透明性の確保や情報開示を進める体制整備を、関連会社との間で進めておるところでございます。

また、要員調整については、17年度までに3,000人の削減を行い、事業基盤強化に向けた投資等も行っており、早くJA、あるいは組合員へ統合のメリットを還元していくことを方向として出しております。3か年計画の最終年である17年度では、70億円の当期利益を出して、40億円程度の還元メリットを出すことを考えております。1年でも早くメリットを還元するために16年度の計画を策定中でございますが、1年前倒しして、16年度でメリット還元をできるように計画しつつあります。

次に、協同会社の半数程度への集約ですけれども、250社あります協同会社を、半分程度、120から130社に再編しようということで、既に実践をしているところです。目標値に若干届きませんが、近づいております。

この資料の最後に、来年の4月には、全農の支所を廃止してコストを削減していくと同時に、先ほど申し上げました県段階での推進体制の強化のために、交流人事を積極的にやっていきたいということをご記述しております。

次に2-3の資料でございます。コンプライアンス体制の取組みです。全農としましては、不祥事を発生させましたので、この1年間、コンプライアンス体制の確立を強力に取り組んできたところでございます。体制の整備では専任部署や専任役員の設置、また、全農の経営品質を向上させるため、第三者による品質向上委員会の設置や、子会社についての社外監査役の設置等を行っております。

意識の徹底では、行動規範やマニュアルを作って社員研修を行ったり、会長自らがブロックを巡回しまして、県本部長、あるいは関連事業会社の社長を集めて、意識の徹底を図ってきました。さらに、ISO取得の取組みも進めております。

また、消費者への情報開示の促進については、ふれあい懇談会を設置して消費者との対話をやってきておりますし、お客様相談窓口を開設しまして、苦情、相談を受け、その対応の強化を行っております。

さらに、万が一、事故が発生したときに備えまして、全農グループ情報開示基準、あるいは危機発生時の行動基準というものを作って対応しておるところでございます。コンプライアンスとは直接関係ありませんけれども、今、全農は全国の109JAの組合長と懇談会を実施し、JAグループの経済事業改革の協議やJAが悩んでいる事態の解決について、協議・相談をさせて頂いているところでございます。

それから、参考資料を簡単に説明します。

1つは、広域物流を実施したJAにおけるコスト削減の実例でございます。全農が物流合理化を手がけた7JAの参考例でございます。平均して改革前は、供給価格費の16.1%の物流費がかかっていたのが、改革後には、10.6%になったということで、5.5%の供給価格に対する合理化メリットが出ているという中身でございます。

なお、この16.1%というのは、これら7JAの平均でありまして、一般的には21%程度かかっているということです。

それから最後に、農薬の価格の問題を付しております。生産資材価格問題では、農薬が象徴的な存在だということで、16農薬年度が始まる前にメーカーと交渉し価格を引き下げました。

引き続き、期中においても交渉をし見直すということにしておりますが、主な交渉結果として、需要の拡大が見込まれる水稻施用剤での9剤の引き下

げ、あるいは園芸剤では、全農が開発した園芸殺虫剤の5%の引き下げと、これをテコにして他社の園芸殺虫剤6剤の値下げを行いました。また、大型規格の導入による価格差の拡大をし、23剤でホームセンターの価格調査に基づく値下げを行ったということです。

次に、水稲農薬のコスト低減実例でございます。現行の水稲の一般的な防除体系では、10アール当たり12,500円程度の薬剤費がかかっています。一方、10年前の旧防除体系ということでは、17,000円程度かかっておりましたので、10アール当たりの防除費が4,500円程度、削減したということでございます。

全農は、個別の生産資材の価格の引き下げと同時に、全国に持っている実験ほ場での試験を踏まえて防除体系を確立し、その指導によって、コスト引き下げを行ってきた事例として御紹介をしておきます。以上でございます。

今村座長：ありがとうございました。それでは引き続きまして、農林水産省の取組状況について御報告頂きたいと思っております。山下協同組織課長、よろしくお願います。

協同組織課長：それでは、説明させていただきます。

本年3月に取りまとめて頂きました報告書を踏まえまして、行政側として対応していることにつきまして、進行中ではございますけれども御説明申し上げます。

まず初めに、行政運営の上での農協系統と農協系統以外の生産者団体とのイコールフットイングの関係です。補助金等につきましては、16年度予算要求に際しまして、16年度に新規に要求する補助金について、交付先を農協系統に限定しないということにいたしました。

関連して、特にコメ政策改革の関連対策がございますが、産地づくり対策ですとか、稲作所得基盤確保対策、それから担い手経営安定対策等につきましては、従来ですと農協系統を窓口にするといった例が多いのですけれども、それを見直しまして、水田農業推進協議会といったものを新たに組織して、これを窓口とすることを検討しているところであります。

これによりまして、従来、全農を窓口として交付されておりました、とも補償事業につきましては廃止をしたということでございます。

次に、独禁法違反のチェック体制の強化に関連してでございます。研究会報告書を受けまして、農林水産省としては、10月初めに農協の指導監督に際して留意すべき事項を定めた事務ガイドラインを改正いたしまして、組合が行う経済事業活動について、独禁法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合は、必要に応じ公正取引委員会に対し当該事実を連絡する等、連携を図り対応するという記述を事務ガイドラインに追加したところでございます。

それから次に、農協に対する農水省内の検査と指導監督との連携についてでございます。最近の金融機関に対する行政につきましては、検査と指導監督との連携という流れが強まってきております。農水省においても農協に対する検査を担当する大臣官房の協同組合検査部と、指導を担当する経営局の金融調整課、協同組合課との業務の分担とその連携のあり方について議論をしましてまいりました。その結果、両部局間で情報の共有や独禁法違反に対する重点的な指導を行うことといたしました。また、検査部局による検査に対して、従来、検査部局が回答を求めていたわけではありますが、今後は、指導部局が報告徴求を行うという措置をしたところであります。

最後に法制上の検討でございますが、現在、経済事業改革を後押しするために、農協法の改正を検討しております。

まず、系統が策定する経済事業改革指針の位置付けを明確化することでありまして、それから、経済事業改革等を推進するための一層の情報の開示、さらには農協の共済事業の一層の健全性の確保と契約者保護のための措置の位

置付けを検討しております。

具体的な内容につきましては、法案が成案となった段階で、また、この研究会に御報告させて頂くということで、お願いしたいと思っております。以上です。

今村座長：はい、ありがとうございました。

報告時間を制限させて頂きましたので、まだ説明が十分ではないところもあるかと思いますが、そういう点についての御質問も含めて、御意見を頂戴したいと思っております。

どなたからでも結構ですので、よろしく申し上げます。どうぞ、有塚委員。

有塚委員：あり方研究会において、随分といろいろな意見をお聞かせ頂きました。なるほどというように思うところが沢山ありまして、それに基づきまして、ただ今、全中、全農さんからJA全国大会での私どもの組織の考え方を御説明をさせて頂いたわけですけれども、いくら大会で決めたとところで、これをきちっと実践していかなければなりません。これが私どもの役目でありまして、3年間かけて徹底して実践していくことを、私どもはこの研究会に御約束をしていきたいと思っている次第であります。

ただ1つ、ここで皆さんにいろいろなお知恵をお借りしたいことがあります。今、日本の農業は、足りないものと余るものがある農業であります。

この余るものと言いますと、いわゆる地域の特産であります。これを余るからといってどんどん制限していくと、農家が困るから、そこにいろいろなばらまきが始まります。この辺が日本の農業の隘路だと私も感じております。

それでは一体、余る農産物と足りない農産物、どういように調整したら良いのか、これは大きな政治の問題でもあり、また、地域、私ども農協、組合員にとっても大きな問題であると思うわけであります。北米の方でも南米の方でも北欧の方でも、余る農産物対策は、きちっとその地域や国民の合意の中で、政治が展開されていると聞いています。

例えば、その余る農産物は、地域の特産、第4次産業、第5次産業に持っていけないものか、私はそう考えております。このことについて、農協の役割はどう果たされるべきかと、農林水産省や関連をいたします諸官庁や学者のいろいろな指導も貰いながら、地域としてがっちりと取り組んでいって、余る農業ではなくて得意とする農業を、地域の雇用も創設しながら、展開していきたいと、今、取り組んでいるところであります。

今、ここでこうしてお話し申し上げて、活字にしてもなかなか御理解が得られないと私は思っておりますが、どうか、こうして真面目に本気になって取り組んでおります地域の農業の実態を、委員の皆様方には是非とも御紹介したいし、さらに、御示唆を頂きたいと思っている次第でありますので、よろしく願いいたします。

今村座長：はい、ありがとうございました。

今聞いていて、分かる気もするのですが、余るものや足りないもの、4次、5次産業の中身を具体的にお願いたします。

有塚委員：お許しでありますので、幼稚な知恵でありますけれども、御紹介します。例えば、私どもの方で特産品としてビートを作っております。それから、馬鈴しょからでん粉を作っております。

これらは、ひとつでも欠けますと、北海道で畑作の輪作体系ができなくなる非常に大事な産品であります。北米の方に行って参りましたら、環境対策として、これをエタノールにしているのです。

日本は油が足りないわけありますから、過剰の農産物を学問の知恵でコストを安くエタノールにしながら、油の供給を工業化できないか、そして、何か不測の事態には、国民の命の綱の食料にも転換できないかという考え方で、昨年来、国土交通省や農水省、今度は経済産業省のいろいろな御指導を頂きながら、本格的に取り組んでいきたいと思っておる次第であります。以

上です。

今村座長：ありがとうございました。

今の有塚委員の話に限らず、どうぞ皆さんから御意見、御提案を頂きたいと思えます。

もちろん、有塚委員に対するコメント等ありましたら、後でも結構です。どうぞ、小島委員。

小島委員：全中さん、全農さん、それから農水省の方々のお話を伺って、この前の我々の議論をベースにして非常に考えて頂いて、それを発展させて頂いているという点に、特に異論を申し上げるつもりは全然ございません。

ただ、感想を申し上げますと、その間、三者の間の連関性というか、全体の農政というのは、どのように展開していくのか、そして、その中における全中の経済事業改革というのはどういう意味を持っているのか、あるいは協同組合をどのようにしていくのかと思いました。

先ほど、協同組織課長からも話がありましたけれども、補助金の問題にしましても、全体としての補助金のあり方をどう考えて、その上で、JAに対する補助金の問題をどう考えていくのでしょうか。

特に営農指導事業というのは、この前の答申において私は必ずしも賛成していないわけですが、営農指導事業に対しての資質というのをどういうふうにも今後考えていくのでしょうか。

側聞するところによりますと、農水省の政策というのは、現在、大きな転換点にかかっているということで、農水省の中でいろいろ御検討なさっているようでございますが、今までの200数十万だとか、300万の農家を対象にしている農政から、40万の農家を中心にしての対策に移行せざるを得ないという、担い手を中心にしての農業政策にしていくようです。

その場合の農業協同組合のあり方というのは、どうあるべきかということ、この際、十分に考えて頂かないと、営農指導事業というのは、担い手についての指導事業なのか、あるいは、残された中小の200万戸なりの中小の農業経営に対しての指導ということでのなか、が分からなくなります。

もし、中小の経営に対しての指導ということであれば、農協の経済事業の先行投資と考えて、経済的に云々するというのは、これは非常に無理な話でございますから、その辺の基本的な考え方の整理をする必要があります。農政というのはこのようにして考えて頂かないと、総理が簡単に農業鎖国だと発言するというのは、農水省の補佐が良くありません。ひとつの政策の方向、各部門別の政策はできるのですけれども、総合的に政策をどのように実施していくかという点について、問題があるのではと思えます。

是非、その辺を全中さん、全農さん、行政当局において十分に考えて頂きたいという感想でございます。以上です。

今村座長：ありがとうございました。

御質問に当たるところは、全中の山田専務、全農の田林理事長、それから農水省に対しては、ひと当たり皆さんから御意見を聞いて、今、小島委員からも随分いろいろ御意見ありましたことを含めて包括的に答えるか、あるいは討論するという形にしたいと思えます。

どうぞ、門傳委員。

門傳委員：久しぶりに、このあり方研究会が開かれたわけですが、3年に1度のJA全国大会が、この前開かれて、次は3年後にあるわけですがけれども、この研究会として、これが終わりなのかスタートなのか、今、考えるわけです。

こういう形で研究会が行われて、JA全国大会が行われ、今後3年間農協系統でこういうことをやりますといった中で、この研究会がメンバーを一新するかは別にしても、これで終わるのかどうか。考え方によっては、実はここがスタートかも知れないわけです。

後は、全部農協さん任せた、我々はもう責任が終わったというのであれば、この研究会も終わりなのかも知れませんが、そうはいつでも、我々も一緒に乗った船の同じ乗客かも知れないわけです。

それからすると、話が大きくなるかも知れませんが、行政、団体、ここにいる委員が、実はここを基点として一緒にやらなくてはならないのかということになります。

この研究会のあり方を、今後どうするのかということも、できれば座長なり、役所なり、委員の皆さんの意見をお伺いできればと思っております。

今村座長：それは最後にお諮りするつもりでいます。

どうぞ、梅津委員。

梅津委員：例えば、日本の中で大型にやっている我々のような農業法人をターゲットにした言い方ですと、ある意味で非常に請けるところなのですが、実は面白くやっている農業というのは、大型の農業でもいいという生産者だけではなく、小規模でも有機栽培や減農薬・減肥料に取り組んでいる生産者なのです。

山田専務にお尋ねしたいのですが、全中さんがこのように絵を描いて指針を打ち出された時に、各農協には具体的にはどういう指導をして行くのでしょうか。

僕が5年間一貫して言い続けているのは、早く農業法人とか、大型農家を部会等で県ひとつ程度でまとめたらどうだということです。逆に、農協が売り先等を持っているところがあるので、それに乗っかってしまえばいいのではないかとも言っています。

農協とか法人だとか上手くやっているのは、大体高く売っているところですよ。

ただ、本質的な競争力は持っていないので、これをより一体化させて、将来の日本の農業は、一緒になってやっていかなければいけないだろうと危機感を持っています。

それで、全中とか全農が物を売っているわけですが、全農さんが物を売っても、そう簡単に売れないと思っています。

こちらでは、年寄りの方に1反歩ずつ手間のかかる有機栽培を作ってもらって、5反歩、1町歩ぐらいの人には減農薬・減肥料で、50町歩の人にはどうやろうというように、全農の物の売り方の指導というものがが必要です。

資材価格を5%下げても、日本の農業にとって、実はあまり意味がありません。トータルでいくと50億円になりますけれども、それよりも物を売るところで、何か一緒になってやれる仕組みを農水省と農協が一緒になってどうやるかということが重要だと思います。

実は、僕は最初から農協の中に法人を取り込め、今の農協ではもう経営にならないと言っています。それは、農協は文化を知っていても、物を売ることが知らないからです。

だから、今度、一体化してやっていくにはどうしたら良いかということを経験して頂いたら、非常に良い会になると思うのですが、よろしく願いいたします。

今村座長：ありがとうございます。

いろいろ御質問に渡る部分も随分ありましたので、それぞれ答えるつもりの方、用意ができたところでお願いします。それでは、品川委員、追って館本委員で。

品川委員：かなり総論的な御意見・御指摘等が出ていて、少し個別的、具体的で恐縮ですが、お伺いします。

1つは山田専務の御説明の中で、全体としての財務目標について、部門別収支の現状だということで、743のJAをお調べになって、農業関係で53%が赤字で374億円、生活関係で74%が赤字で662億円となって

いるのですけれども、この内容が、例えば赤字でない農協の実績も含まれているのか、あるいは53%の農協だけの赤字なのか、そういう状況をもう少し御説明頂けないでしょうか。それを3年後に収支改善するという事ですけども、具体的にどういう中身で、どこまで改善をしようとされる計画なのか、収支均衡とも書かれておりますけれども、トータルで均衡させるということなのか、単年度の赤字を単年度で均衡させるという意味なのか、この当たりの中身をもう少し教えて頂ければと思います。

もう1つは、全農の田林理事長からの御報告で、これも全農御自身の事業改革の取組計画の中で、全体として3,000人の要員調整を行うとおっしゃっていますけれども、35の経済連が統合されたことの中で、全体の人員規模はその時点でどれだけあって、そのうちの3,000人というのはどういう規模なのかということも、もう少し御説明頂けないかと思います。

それから、全体として70億円の利益をなるべく早く出してというお話しをなさっていましたけれども、現在、35経済連を統合した所での全体の事業規模なり、それとの関係でコストの構造なり、70億円の利益なりということが、ごく大枠で結構ですけども、もう少し御説明頂ければと思います。

今村座長：ありがとうございます。では、館本委員、よろしいですか。

館本委員：JAグループでこういうように改善に取り組んで行かれるということですけども、もし、これが改善できなかった場合は、誰が責任を取るような状況になるかということです。会社であれば、当然、社長が責任を取って辞めるわけです。

10年前と比べると、2,000億円の利益はもう、ほとんどなくなってきているわけです。これがなくなった時に誰が責任を取るのかは、非常に大きいところだと思います。

だから、確かに一生懸命やっているように見えるのですけれども、責任というのは付いて回るということです。

計画は非常に良いですし、後はやるかやらないかだと思います。できなければ責任を取るということではないと、すぐ赤字転落になると思います。

今村座長：ありがとうございます。では、松崎委員。

松崎委員：お話を伺って、いろいろと御努力をされているということは、大変良く理解できましたけれども、我々が物を見る時に、全体の数字がないと大変わかりにくいと感じました。3,000人減ったのがどうなるかとか、利益がどうなるかと、全体のバランスシートなり損益計算書なり、そういうものから議論を初めて、それから、こういうことをやっていくという順番で検討して頂くと非常に分かりやすいと思いました。

それから、この前、議論した時から後、WTOがカンクンでまとまらなかったこととか、FTAもなかなかまとまらないということがありました。農業というのは非常に大きなウェイトになっています。それに対して日本としてどう対応していくのかという問題が、非常に大きくクローズアップされてきております。

もちろん、農協をどうするかという問題は、即、農業をどうするかという問題につながってきます。

では、国際的に競争できるのかできないのか、できなければどうするかというところまで突っ込まないと、農協で利益が出たとか、合理化されたといっている、これでは話が進まないのではないかという感じが致します。

それから先程、ビート糖の話が出ましたけれども、我々のところは、砂糖を大変使っております。確か、20年ぐらい前、ビート糖は砂糖全体の6%ぐらいだったと思うのですけれども、今は、確か30%ぐらいになっていると思います。

ビート糖の生産は、価格支持制度でやっていますから、我々は高い砂糖を

買って、消費者が高い砂糖を使ったお菓子等を買っているという形になっていきますので、これを直接払いのような形にしていけないと感じています。

それで、先程のエタノールを作ってエネルギーにするというアイデアでこれが経済的にどこまで引き合うのかということについては、私は分かりませんが、そういう方向で問題が解決されれば非常にありがたいと思っております。以上です。

今村座長：ありがとうございました。その他いかがでしょうか。松下委員。

松下委員：いろいろ御意見を伺ってございましたけれども、今、ここで全中、全農の出した案というものは、全体的な1つの方向付けとしての案であると思っております。

全体的な方向としては、こういう形で進めるべきではないかなと思いますが、地域ごとの格差というのが非常にありますので、各県単位とかで個別に当たっていかないと実行できないと思えます。

ですから、全中から出ました実践に向けた今後の取組みの中にも、地域性を加味してということがあります。

それから、組合間格差というものも非常にあります。私も先日、東北のある県に行ったのですが、うちの規模と同じ事業量でありながら役員が全体で700人いるということに驚きました。

うちが50人で非常に多いといわれておりますけれども、700人いて、貯金量がうちの半分ちょっとしかないわけです。

これで本当に改革ができるのかということを感じましたので、まず、基本的なものを各県別に一つ整理して頂いて、これを全中の方に報告してもらい、全農の方に出して頂いて、そこでチェックしていくという形にしないと、ただやって下さいというだけでは物事は進まないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

今村座長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。岸委員どうぞ。

岸委員：大きく分けて2点あります。先ほど協同組織課長がおっしゃった経済事業改革の位置付けの問題ですが、これは、かなり大事ではないかという気がします。農協の方としては、例えば、JAバンクシステムのような制度的な裏付けをきちんともったものとして、経済事業改革を考えるのかどうかということになりますが、これは非常に大事な点ではないかと思えます。一つ間違うと行政依存になるという可能性がないとはいえません。

もう一つ、今、これは松下委員がおっしゃったように、経済事業には、すごく地域性があるわけです。信用事業の場合には比較的うまくいっていると思えます。信用事業は全国共通のお札を扱っているわけですが、経済事業はそれぞれ地域地域で違うものを扱っているの、協同組織課長がおっしゃった位置付けというのは、どういう意味なのかということをお教え頂きたいのが第1点です。

2点目は、これは品川委員のおっしゃった財務関係の問題です。743JAの調査がありますけれども、山田専務にここで2つお教え頂きたいのは、1つは農業関係と生活関係で赤字を捉える段階を変えているのは、どういう意味なのでしょうかとということです。

つまり、農業関係については、事業利益段階で赤字とっていますが、生活関係の場合は、最終利益だとしています。これを区別しなければならない理由が僕には少し分かりかねますので、どうなのかということが1つです。

それと、もう1点、3か年の間に収支均衡とっておられますが、いつの時点から3か年かということです。JA全国大会から始まって3か年なのか、それとも、今年度、つまり15年度からということになると実質的には2年ちょっとしかないということになりますが、これはどのようなお考えで

おられるのかという、この点をお聞きしたいと思います。以上です。

今村座長：ありがとうございました。峰島委員、門傳委員、和田委員いかがですか。
では、峰島委員どうぞ。

峰島委員：ＪＡ全国大会が終わり、いろいろと決議案もございましたし、また、私たち女性なりに意見表明をさせて頂いたわけでございます。

人員の削減ということが、私は必要ではないかと思っております。

そのようなことからして、非常に大きいＪＡ、全農、そういうものがこれから改革を進めるのに、組合員１人１人の意識改革というものが必要ではないかと思っております。

私どもも、このまま放っておくわけにはいきません。女性も立ち上がろうということで、女性の考え方、力をＪＡに反映して、何とかいいＪＡにしていこうとしております。また、今は農業は非常に混乱期といえますか、本当に難しい時期にありまして、生産者としましては、自分たちの食を守るというのを、まず考えていく段階になってしまったという感じです。自分の食は自分で守ろうという雰囲気が出てきております。

これほど混乱してきたならば、安全・安心ということを考えて、自分の食は自分でという考えを感じます。そして、地産地消にしましても流通面においても非常に微々たるものですが、それによって私達女性は食を守っていこうという感じでやっておりますが、この大きなうねりの中でどうしていけばいいかということは、いろいろと皆さんに御指導頂いて進まなければ行けないと考えております。

今村座長：ありがとうございました。門傳委員どうぞ。

門傳委員：山田専務、田林理事長の説明を聞いて、これでは協同組合ではなくても、どこかの民間会社の再生プランでもそのまま当てはまる話で、協同組合として、どのようにしていくのかということについては、どうしても現実的に厳しいから数字が先に出て、肝心の理念等の部分が弱くなっていると思います。

数字を達成するならば、効率をどんどん追って、長期欠席理事はばっさり切って、人をどんどん減らして、給料を下げて、退職金を支払わない等としていけばいいのしょうけれども、それがイコール日本の農業の元気と直結しないというところが悲しいわけでありまして。

ですから、もちろん、経済団体ですから、経営者はきちんと利益を出すというのが第一の責任ではありますが、中山間地という僻地、離島も地域にはあるわけで、農協として、きちんと経済ベースで取り組んでいく部分と政策でバックアップする部分とを分ける形にしないと、この数字目標を実現するためになかなかやりきれないものがあります。

都市部の農協は別ですけど、他はみんな中山間地を抱えているわけです。そういった部分は、農協がきちんと事業運営していく部分と行政がバックアップする部分を分けないと、結果的に縮小均衡にもなりかねない部分があります。農協は農協の担うべき役割をきちんとやるということは前提ですけど、結果的に農業をしている組合員が成り立たないということであってはならないので、行政としても農家を支えるという意味で、どういうことがやれるのか、必要なのかということに取り組んでいかないとはいけません。

そういった意味でも、先程、有塚委員がおっしゃっていた現地には、先進地だけでなく、１回だめになって、ちょっと苦しいけれども、はい上がっているところもあるわけですから、そのような事例を現場で聞くという機会も、是非、設けて頂ければ非常にありがたいと思います。

今村座長：ありがとうございました。どうぞ。

峰島委員：補足させて頂きたいと思っておりますが、計算上だけで農業というものは語れないと思うのです。多面的機能ということをして日本は打ち出して、W T Oに臨み

ましたけれども、今、本当に多面的機能を果たしているかということを考えてときに、まだまだ荒れた農地はありますし、耕作放棄の田畑もありますし、土地改良の面から見ても、本当に多面的機能が果たされているかということもあります。そのようなことを考えますと私達がやらなければならないことは、計算尽くでは語れないということを考えて頂きたいです。

それを計算尽くでやっていきますと、果たして日本の多面的機能とか農業が守られるのか、そんな疑問を持ちまして非常に私は悩んでおります。

今村座長：ありがとうございました。館本委員どうぞ。

館本委員：民間でも理念がないと絶対、会社は成り立ちません。絶対、理念が必要です。僕でも苦しい時は自分の作った会社に行きたくないこともありますが、しっかりとした理念があれば、行けるのです。

理念は民間であろうが農協であろうがベースにないといけません。改革の時には優先順位を決める必要があります。あれもやる、これもやるとなると総論的になってしまい、各論ができなくなってしまいます。

絶対、責任者は責任をとるということを決めた上で、優先順位をまず決めなくてはなりません。

日本農業を悪くしようというのではなく、日本の農業は強くなってもらわないと困るわけで、絶対に理念が必要です。

今村座長：ありがとうございました。小林委員どうぞ。

小林委員：それでは発言させていただきます。前回の報告事項の中に、営農指導は先行投資だということを明らかに御指摘頂いております。

私も単位農協に責任を持っておりますが、私のところの経済事業改革はどのようなかということになりますと、営農指導の費用そのものは先行投資だという位置付けをして、そうだとすれば、営農指導に掛かった費用は経済事業の方から減算をして、これをコストに入れるものではないという考え方でないと先行投資の意味が出てきません。

要するに経済事業の収支を計算するのですから、収入があって費用があって、その費用の中には人件費があって、経理的にいろいろな費用があったものを差し引いて、黒か赤かとなりますので、農水省におかれても、将来、評価する場合に、先行投資だという考え方はこういうことだということを全中を含めてははっきりして頂かないと、単位農協の責任を持つ方はわからなくなります。これが1点です。

それから、もう1つ、報告書の中で採算をとることがまず先決みたいな印象を受けているのですが、有塚委員もおっしゃるし、峰島委員もおっしゃって、実は私もそう思うのですが、必ずしもそうではないのではないのでしょうか。

私の組合で、ある業者に重油を山の奥の非常に危険なところにローリーで運んでもらっていたのですが、その運送会社が倒産してしまいました。そうになると、重油が行かないですから、明日にも困ることになってしまいました。そこで急ぎょ、協議を重ねて、農協でその運転手10名、それからローリー車も10数台を買いまして供給致しました。採算には全く合いません。

業者は最初からあの山の上へ重油を運んで採算が取れるわけがないとして誰も寄ってこない。ところが、組合員の方はその中でビニールハウスを造って、それぞれいろいろなものを汗をかいて作っております。

こういう実態がありまして、私どもも勘定に合わないのが分かっていますが、これは何とか農協が頑張らないと、協同組合である以上、組合員を見捨てるということになりますので、現在も続けております。

この間、大島大臣が着任した折の懇談会で、経済事業改革についてどうだということ指摘を受けましたから、「具体的に申し上げられないが、農協の事業の中にはソロバン勘定ではいけない事業も全国津々浦々に沢山ある」

と申し上げました。そういう部分も含めて、是非、御判断を頂きたいです。

そうしないと農家がつぶれてしまいますが、これが農協の理念ということだと思います。こういう部分と経営的な理念を持たなければならない部分が相俟って、農協の事業は行われるべきと思います。これが2つ目です。

もう1つ、改革には、まず自分たちなり職員なりが、一生懸命、知恵を絞り、内部だけで改革ができる問題があります。一方、組合員に対して一緒になってもらわないと改革できない問題も多くあります。どちらを優先するかということになると、私は、まず、組合の内部を改革すべきで、内部ではこうして改革していますが、組合員の皆さんもどうなのでしょうという働きかけをしていかないと、組合員も納得してくれないだろうと思います。今、単位農協に照準を合わせた時には、手法の順序が非常に大事であり、誤解が出たり、事によるとひっくり返ったりする危険性がかなりあるということを感じておりますので、どうぞ適切な御指導を賜りたいと思います。以上でございます。

今 村 座 長：ありがとうございました。最後になりましたが、和田委員。

和 田 委 員：最後になりましたので、皆様方の委員の方の発言を伺ったの感想にもなっております。

J A改革について、お二人から御報告を頂いて、非常に具体的に相当書き込んでありますけれども、これが各地域で、本当に3年間でできるのかということが正直な感想です。3年経って、努力に努力を重ねたけれども、できなかったというときにどうするのかということをも感じておりました。

そして、全国一律にこれを当てはめていくことについて、お話が出ておりますけれども、地域別、規模別にずいぶん違っているのではないかという感想を持っております。

この2、3年間、特に地産地消ということが言われたり、それから、農産物の安全・安心ということが特に言われたりしておりますけれども、その地域での取り組み方というのは、消費者にも直接、関係があることで、それが具体的に変わったときにどうなるのだろうかという感じがいたしました。

例えば、安全・安心な提供のところに生産履歴記帳の徹底と一言で書かれておりますけれども、高齢化が進んでいる生産の実態の中で、生産履歴の記帳ということが、ここで言葉でいうほど生易しいものではないということをしているところを伺います。その辺のところは御苦労もあると思いますし、消費者の方がそれなら安心できるということまでは、とてもいかないという感じを持っております。以上でございます。

今 村 座 長：ありがとうございました。委員の皆様からひと当たり御意見を頂きました。具体的な数値についての御質問や、地域格差、J A間格差がある中で、改革路線や将来方向について、どのように行うかをもう一步突っ込んで聞きたいという御質問もございました。

もちろん、それに関わる意見の御表明もございました。あるいは、農政のあり方について農協改革との関連で御質問も頂きました。順を追ってお答え頂きますが、全中の山田専務からお願いします。

山 田 専 務：私からの的確に応えられるかどうか心配ですが、最初に、順不同ではありますが、梅津委員から頂いた意見であります。実は梅津委員の問題意識とほとんど一緒でありまして、その問題をきちんと対策の中に活かすということで整理しております。

例えば、この冊子であります。J A越後さんとうの取組事例を載せておりました。越後さんとうは高齢者、女性、さらには担い手の組織化を行った上で、ニーズに対応して、売り先、作る物も含めて違いを設けて、間にいるJ Aが対応するというようにしています。そういう面は、需要と生産を結ぶ生産者組織の再編、グループ化ということにも書いている次第であります。

今、和田委員からも書いてあるだけでは駄目とのことですが、当然のことと考えております。これを具体化する作業として越後さんとう等の取組事例があるわけで、それを丁寧に紹介して、そしてこのように取り組むのだというマニュアルを作って、今後、拡大していくという思いでおります。

また、梅津委員から頂きました法人の組織化は、ものすごく大事でありまして、これまで農協を全利用しなければ異端視し、仲間外れにしかねないような取組みがあったと思います。そうではなくて、その大規模農家ないし法人が、農協のどの部分を利用したいのかというニーズを把握した上で、農協がそれに対応して、当然のことながら、手数料はその機能を果たす実費として設定するという取組みを実施していこうとしております。現にそうした農協もありますので、そのような取組みを拡大するというところで整理をしているところであります。

それから、品川委員から出ました数値の話であります。1 - 3の資料に出しております収支の現状は、赤字のJAについてのみの赤字額であります。農協全体の収支はこれらも含めて現段階は黒字であります。当然、いくつかの農協は赤字ですが、収支全体としては黒字であります。

それから、岸委員から営農指導事業、農業関係と生活関係の区分を設けていることについて、御質問がありました。分けている理由は、農業関係の事業は食と農と地域に根ざすJAの本来の存在意義でありますので、赤字であって良いと言いませんが、少なくとも事業利益の段階では黒字にしていこうではないかということです。それに共通管理費と営農指導費がかかってくるわけでありまして、これらは農協が本来事業を行うに際しまして必要な経費ですので、他の事業から負担するということで農協全体としての事業を成り立たせていくということではないかという観点でこのようにしております。

一方、生活関係につきましては、それこそ農協の本来事業であるという部分もあり、例えばライフラインとしての店舗の運営や、先ほど小林委員がおっしゃったように特別の役割を果たさないといけない部分が当然あるわけで、その部分をどのように評価するかということがあります。しかし、店舗やSS等については、他の業態があるわけで、そこを競争するという事になれば、少なくとも共通管理費や営農指導事業費も差し引いた後の最終損益の段階で赤字がないようにしなければならぬのではないかとこの観点で分けているということでもあります。

なお、この374億円という赤字額が、営農指導事業費を配賦した後にどうなるのかと言いますと約1,000億円の赤字になります。

背景を率直に申し上げますと、約16,000人の営農指導員を抱えております。人件費は1人当たり500万円で、他に経費として500万円必要ですので、合計で約1,000万円です。単純にいきましても、それだけで約1,600億円の負担を約1,000農協で抱えこんでいるということで、そのことが営農指導事業費の最終的な赤字になってきたり、それを配賦する生活関連事業で赤字になっているところも出てきています。

農協全体で収支が大変落ちてきて、数百億円しか利益が上がっていないように言われますが、その裏側に1,600億円の営農指導経費があるということでもあります。ですから、これは小島委員におっしゃって頂きましたが、その営農指導事業経費を誰がどのような形で負担するかということになります。本来、農協が負担する話なのかどうか、もともと営農指導は農協が行う事業なのかどうかという議論は、農協の設立以来あったわけですが、我々としては、先ほど申しましたように、農協が食と農と地域に根ざして存在する意義が正にそこにあるわけですから、役割を果たさないといけないということで取り組んできたわけでもあります。

今までは、信用・共済事業の相当な利益で、営農指導事業の費用を負担してもいいということで来たわけでありましたが、御案内のとおり、信用・共済事業については、あらゆる側面で国際的な金融基準が適用されることになって参りまして、このままではほとんど営農指導事業の負担ができないことになってしまいます。

率直に申しますと、農業地域の農協は2つの課題を抱えております。1つは、農業地域の農協は農業施設、固定資産が大変大きいわけでありまして。

当然のことながら、生産流通施設を取得して初めて役割を果たせますので、固定比率、つまり、自己資本に対する固定資産の割合が大変高くなります。これも法定の基準を超えてしまうため、それで律しめすと新たに施設を設けることができないという大変な困難に突き当たっております。

2つ目の問題は、本来の農業地域におきまして、畜産等の固定化債権を抱え込んでいることでもあります。

直ちに回収しろ、それが責任だろうというのは間違いのないわけですが、回収すれば間違いなく農家を路頭に迷わせて、地域から追い出さざるを得ない局面に至るわけです。それは到底できないので、ずっと固定化債権を抱え込んでいるわけです。どのように考えていけばいいのかということが、今、申しました部門別収支の現状に率直に現れていると思っております。赤字であって良いとは決して言えない環境でありますから、今、経済事業について、地域の実態を踏まえながら、どこまで踏み込んで改善できるのか、無駄があるのではないかと、もっといい工夫ができるのではないかとということ、この3年間、期限を切られて大変ですが、目標を持って取り組んでいかないといけないという立場で整理しているところであります。

それから、松崎委員からおっしゃって頂いた部分については、大賛成であります。農協のあり様と農業のあり様は、基本的には切り離せないと思っております。しかし、我が農協は、食管制度と卸売市場流通を基本にこれまでやってきたわけでありまして、その2本柱の見直しが迫られている中で、農協としてどういう対応をするのかということで、率直に言いますと、食管の対策については「売れるコメ作り・産地作り」を自らのこととしてやっていこう、卸売市場の改変については、引き続き卸売市場は大変大事であるということは変わらないが、直接販売、リスクのある販売、ニーズに応える販売を先進的な農協に追いつく形で全農協の課題にしていこう、という取組みにしています。

責任問題について、館本委員から頂いておりますが、これは私が言うまでもなく、3人の組合長さんがお出ででありまして、日夜この点について何十年も御苦労されているであろうと思っております。

3年という期間については、ともかく目標を定めてやらなければいけないということで、今年も含めて15、16、17年の計画で、我々も全農も農協も、ともかく、今、農協を取り巻く信用事業を含めた環境から考えますと、赤字の部分を放置して何も手をつけていないということには絶対になりませんので、目標を定めてきっちりやろうという観点で描いております。

岸 委 員：初年度について、単協の方は、もう10ヶ月終わってしまったということになります。あと2か月しかありません。全農は違います。単協はとても辛いのではないかと感じを受けますが、そこはどうなのでしょう。

山 田 専 務：では、5年計画で良いのかと言っているけれども仕方がないので、ともかく今年からスピードを上げて、3年計画でやっていこうということになります。

今 村 座 長：山田専務は、多分、時間のことを気にされながら全てを答えられなかったと思いますが、田林理事長お願いします。

田林理事長：順不同になりますけれども、まず、35県本部体制で事業規模や削減する3,000人の規模についてですが、3か年計画の最終年度の17年度で申し上げますと、35経済連の統合後の全農として、事業規模は6兆円で、経常利益を120億円としています。このうち、事業利益は20億円ですが、経済連との合併と同時にコメや生活やエサの事業等を外部の会社化しましたので、その施設を会社に貸与しているということで賃貸料等が多く入ってきていますので、事業外利益が100億円と非常に大きな格好になっておりまして、経営上はいびつでございます。

この120億円程度の経常利益から、特別損失は20億円程度ありますので、税金を引いて70億円の当期利益を出しまして、これを出資配当が20億円、特別配当が20億円、法定準備金等で合計70億円という格好でございます。

次に3,000人の規模の削減ですけれども、平成15年4月1日で12,800人の要員があり、これを18年の4月1日で10,500人にするという事です。2,300人しか減らないようにみえますが、16年の4月に新しく愛媛県農が統合することと新人を採用していくことの差し引きによって10,500人にするという内容でございます。

数字は以上でございますが、松下委員の方から、地域ごとにどうするのか、ただやってくれただけでは困るのではないかというお話がありましたが、全くそのとおりだと思っております。

全農として、将来像をどう描くのかという非常に強い声がありまして、その方向を明記しなければいけないだろうということで、松下委員がおっしゃられた全体像を、まず、はっきりさせました。こういう展望を持って各県本部、県連、JAは協議して取り組んでもらいたいという方向性を示したということです。現場に行けば、コメの地帯もあれば、酪農地帯もあります、また、生活事業をとっても大小様々です。

したがって、私どもは、これからコンサル的な指導というか、農協と協議をして個別の農協の改善策を作っていく、その中で地域問題についてはどうするかということを考えていきたいと思っております。

全農としましては、とりわけ、生活関連事業、あるいは農機事業について赤字が大きいのので、これらの事業について農協と一緒に考えて対応を考えていきます。この点については、今まで、全農全国本部、あるいは県本部で培ってきたコンサルのノウハウを活かしていく時だと考えております。

それから、梅津委員から、有機、減農薬、普通といった色分けを明確にしてやっていけばどうかということがありました。

先般、私が岩手のJAを訪問した際に、この問題が出てきまして、自分のところの農協は、組合員と一緒に有機に取り組んでいるということでした。その販売は県本部が支援しておるわけですが、農協が責任を持って販売先を見つけていました。正にこの問題については、農協が主体的に責任を持ってやる以外にどうにもならないと思っております。

全農が有機をしると、あるいは減農薬をしるとかという話にはなりません。一定の生産者の規模があって、同意の上で販売先を見つけていくという体制がないと、とてもできないわけで、上から押しつけられる問題ではないと思っております。

ただ、全農が今やっている安心システムについては、JAと一緒にになりまして、全農が全面的に責任をもって、こういう基準で作ったものを供給いたしますということを、販売先とJA、あるいはJAと農家に確認してもらった上でやっております。

かつ、第三者に認証を依頼して、栽培条件どおり策定しているかどうかの判定も頂いておりますが、こういう基礎のところについては、農協が責任を持

つ以外やりようがないのではないかと考えています。

ただ、最近、有機や減農薬が大変拡大してきておりますので、その販売先を探して、拡大していくということについては、私どもと一緒にやっていくには全く問題ないと思っています。

それから、生産履歴の記帳はそう生やさしいものではないと和田委員の方からありました。そのとおりでございまして、防除し終わった後、自宅に帰って疲れた中で、記帳をしるというのは、大変な努力だと思っています。

したがって、この問題は徐々にやるしかないと思っています。それで、私どもは全国に運動として呼びかけております。呼びかけた結果、やってくれるところはあります。

やってくれた農産物は別流通、分別流通をして明確に分けて、流通形態や管理を別にして販売をしていこうという姿勢でございます。記帳運動は徐々に進み、徐々に進んだ農産物を別ルートでしっかり分別して販売をしていくということです。

一層の呼びかけと、なかなかできないところに対しては、私どもの各部門が現地へ赴いて、そういう呼びかけをしていくということになるだろうということになります。

最後に営農指導の問題ですけれども、これは基本的には全中の業務だと思うのですが、これから全農、あるいは県本部、県連が農産物の販売をしていく上で、この営農指導という問題は、大変大きな問題として残っております。

どういうところが問題かということ、今まで、農協の営農指導員は、栽培技術の向上を中心に働いてきました。私どももそういうことを裏付ける技術指導者を組織の内部に置いてきたということですが、これからは販売の専任者が営農指導の中核的機能を果たすということになりますので、今までと違う養成をしていく必要があります。

3年前のJA全国大会で、そういうことを決議して、農産物の販売をプロモーションできる技術者を研修会で養成していこうと取り組んできましたけれども、もちろん、研修会は計画どおり実施しておりますが、現実に現場で活躍できる人の養成ということになると、非常に心もとないというのが実態であります。したがって、この問題はいよいよ本腰を入れてやって行かなくてはいけないと思っています。

私が思うには、今、全中で設けている経済事業改革中央本部委員会、JA改革中央本部委員会の場で、改めて腰を落ち着けて議論しようということで、次回、あるいは次々会にその議論が任されておりますけれども、今まで中心となってきた栽培技術の指導から、販売のセールスの専任者へ育てていく方に比重を移した養成をやって行かなくてはいけないのではないかと考えています。

一方、農業改良普及員の削減等があって、栽培技術の指導体制も残して行かなくてはなりません。営農指導のこれからの対応として、そのバランスをどのように取っていくのかということについて、大変な議論が必要ではないかと思っています。今、解決方法は見い出せていませんが、よく議論しまして、また、皆様に御呈示できるのではないかと考えております。

少し説明が欠けているところがあるかも知れませんが、また御質問して頂きたいと思っております。

今 村 座 長：はい、ありがとうございました。それでは、今度は農政との関わりの話がでましたので、経営局長からお願いします。

経 営 局 長：まず、小島委員の方から農協改革と農政改革全般の関係なり、位置付けなりということで御質問がございました。

冒頭、私の挨拶の中でも御報告いたしましたとおり、全省をあげて食料・農業・農村基本計画の見直しに着手したところでございます。

平成11年に食料・農業・農村基本法ができて、翌年の12年に食料・農業・農村基本計画を作っておりますが、この中には食料自給率でありますとか、農業構造をどう展望するのかとか、農政全般の今後の指針が入っているわけでございます。一応、10年後の平成22年为目标になっておりますが、5年ごとに見直しをすることになっております。

特に、冒頭申し上げましたように、農政、社会情勢が非常に大きく急テンポで動いておりますので、今般、それに対応して検討を開始することとしたということでございます。

いろいろな課題がございますが、特に構造政策の中では、担い手の問題、農地の問題、そして価格政策、所得政策の問題、これらが特に大きな論点だと思います。

そして、この担い手について、40万の経営体が大宗を占める農業構造ということを展開していますが、この展望自体も、これで良いのかということもさらに検証することとしております。それから、40万の経営体といいますが、その周辺に、これを支え、補完する農家層がもちろんおまして、この役割をどう考えるかということもあります。

また、効率的かつ安定的な担い手の40万の経営体も、それを取り巻く経営体も固定的なものではなくて、世代交代もありますし、その中で農協がどういう役割を果たしていくかというのは、当然、重要な課題だと思います。

実際、担い手については、少数のコアとなる担い手が担う農業構造になったときに果たすべき役割、それから、昨今、農協自身が担い手がいないところで、出資をして生産する法人を作って取り組んでいるところでの役割、また、今度、コメ政策の中では、集落型の経営体というのもこれは重要なファクターだということにしていますが、そういう生産組織の中で農協の果たすべき役割は、それぞれどのようなものかを考えて行かなくてはならないと思います。それから、食料・農業・農村基本法の中でも、法人化を積極的に進めることにしていますが、法人への対応も重要となると思います。

また、コメ政策に象徴されるように、今までの農産物販売というのは全部、極論すれば、全農に集めて売っていましたが、今後は単協主体の売り方のできるだけ変えて行くことにしています。

単協自身がそういう役割を担うといった時に、全農は上部団体としてどうあるべきか、また、農家自身も全て農協を利用するというのではなくて、部分的に利用するというのも増えてくると思いますが、そういう点をどう捉えていくのかということもあります。食料・農業・農村基本計画の中で考えていくことも大事ですが、農協自身が、実践の中でお答えを出していく部分だとも考えております。

もう1つ岸委員から、経済事業改革と農協法との関係ということでお尋ねがありました。これは検討中でございますので確たることは申し上げられないのですが、我々が今、考えておりますのは、全中というのは上部組織で、下部の農協に対しまして指導権限というものがあるわけですが、指針的なもので指導していくということになりますと、農協法に位置付けた方が指導しやすいのではないかとということで、経済指針の根拠規定ができないかと検討しております。

ただ、この経済指針の中身は、先ほどから議論があったとおり、あまり画一的なものとはしないという命題がある一方で、ある程度、全般に適用するような基準なり目標なりとしていく必要があるのではないかとということで検討しています。法律には具体的に盛り込むべき中身を書くということではなくて、指導の根拠条文をより明確に書けないかとということで検討しているということです。

今村座長：はい、ありがとうございました。

それで、質問に対しては、ひととおりお答え頂きますして、大体予定の時間が来ておりますが、言い残したことがあります。門傳委員どうぞ。

門傳委員：局長にお聞きします。農業は、WTOなり、FTAの関係でやり玉に挙がっているわけで、JAもそうですが、そういう中で現実的に政策を変えろという形で宣言されています。今日の研究会とは、直接、関係ないかも知れないのですが、今、おっしゃられた価格政策、所得政策について、経営所得安定対策の見直しについてお知らせ頂けると非常にありがたいです。

経営局長：ただ今の門傳委員の御質問ですが、明確に言える段階にないのですが、既にコメ政策の中で、担い手に絞った経営所得安定対策というものを16年度からスタートさせることにしております。

これは従来の政策から比べますと、かなり所得政策的な意味合いの強い政策になっているのではないかと自負しております。この中身は時間の関係で省略しますが、いくつか踏み出した点がございまして。

では、どう次の段階に移っていくのかということですが、一応、今の稲作の対策は、水田経営全体を捉えた形で講じられておりますし、水田経営の中に、麦なり大豆なりを入れれば1つの体系ができるということも考えておりますが、他の経営全体を捉えたという形になりますと、個別の経営価格対策をいろいろ実施しておりますので、調整をいかに図るかということが1つ目の課題です。

それから、コメの場合はある程度、担い手を大規模層なり認定農業者なり、集落型経営体ということで要件を絞りましたけれども、言葉を換えていえば、ばらまきにならないような形での担い手の特定というものを、いかに可能にするかということが2つ目の課題です。

それから、全般についても言えることですが、国民的な理解が得られるような説得力ある仕組みが作れるかどうかというのが、3つ目の課題になりますし、これがWTOなりの規定との整合性がとれているかということが、4つ目の課題になります。我々としては今の課題をできるだけ早急に検討していきたいということでございます。

岸委員：田林理事長、今日のテーマとずれませんがいいですか。

全農改革の1つとして員外役員をお入れになりましたが、ずいぶん良いことをされたと思います。まだ、今の時点では就任後、日が短いかも知れませんが、その効果をどのように感じていらっしゃるでしょうか。

田林理事長：全農の経営管理委員会も、個性のある方がたくさんおられて、毎回、大体2時間ぐらいをかけて、活発な御意見を頂いているところです。

今、経営管理委員で、会員農協から選任されていない方は、婦人部、青年部、それから見城さんと3名おられます。経営管理委員会に出席されるという意味では、監事にも1人弁護士の方がおられますので、合計4人、外からお出で頂いておりますが、そういう方たちからは、結構、組織の人にはない視点からの意見を頂いております。

例えば、今度コメが非常に不作ですが、こういうときこそJAの力を発揮すべきで、コメは足りなくないのだという供給安定宣言、あるいは価格の安定宣言等をすべきではないかというような、消費者から見た発言なりも頂いておりますし、そういう意味では生産者側からだけの観点ではない御意見を頂いているということで、大変、役に立つ意義ある内容になっているのではないかと思います。

今村座長：ありがとうございました。

館本委員：山田専務、田林理事長、よくやって頂いていると思いますし、小林委員のおっしゃることも非常によくわかるのですが、ベルリンの壁が崩壊してから、世界的なデフレは始まっているわけです。その中で、日本だけ一人、平等だということでは、競争には絶対勝てないです。

日本に豊かな資源や、いろいろなことがある国家であればいいのですが、そうではありません。平等でずっと行くと、逆に平等が弊害になります。日本はよく頑張ったと思います。でも、世界的な流れから行くと、平等で行っていると結果的には負けて全滅という形になるから、優先順位をはっきりすべきだと思います。

本当に日本の農業のために、切るものは切ってもらわなければならないです。

そのために、責任というものを僕は申し上げました。責任を取るという気になればそれはやれると思います。日本の農業のために、これをお願いしたいと思います。

今村座長：ありがとうございます。その他、どうぞ。

有塚委員：和田委員が、生産履歴の記帳は、本当に大丈夫かとおっしゃいました。私のところでは、去年、目方にして475万トン取れたのです。人口はたった36万人ですから、地産地消といっても全然食べられるものではありません。ですが、そのことによって大都市に食料が供給されていると思うのです。

したがって、信頼を失ったら大変になります。農産物は4万点、全部春先から生産履歴を付けております。ITを使って、畜産物も牛の1頭1頭まで全部生産履歴を付けております。それから、牛乳も全部検温しております。

それからもう1つ、梅津委員が生産法人についておっしゃいましたが、私どもの農協は、生産法人を全部包含して一緒になってやっております。それから、松崎委員がビートをはじめ、農業を工業化へ持って行くことはおもしろいのではないかとおっしゃいました。これは一生懸命やっているのですが、この品目は余ったから切り捨てだと言われては私どもの農業はなくなってしまいます。これを必ず工業化へ持って行くことを、今、学者の知恵をたくさん借りてやっています。

専門的なことを言いますと、ビートは炭素が3つあるのだそうです。経費が掛かりますが、糖蜜以前の段階でやるとかなりコストが安いのではないかとされています。エタノールは無性アルコールのことですから、これは環境に1つも影響がないそうで、環境を守る農業が工業化まで持って行けるのか、学者の力を精一杯借りて取り組んでおりますので、1回、今日のメンバーの方、是非とも私どもの頑張っている農業を見て頂きたいと思っております。

今村座長：ありがとうございます。大分、予定過ぎてしまいましたので、小林委員、どうか簡単に。

小林委員：いろいろ高邁な御意見、あるいは私ども目が覚めるような御意見をずっと頂戴してきました、本当に勉強になりました。

実はこの間、先ほど山田専務から報告がありましたように、JA全国大会の前日、交流集会をやりました。その時、私が600人集まった席で、実は経済事業改革について、皆さんに御諮問を頂いており、これをやらなければどうにもならないので、各組合、不退転の決意でやりましょうということをしっかりとお願いしてきました。

反論はありませんでしたので、皆さん理解して全国へ散らばっていると思います。また、全中から後押しすれば何とかやって頂けるという気持ちで一杯でございますが、正にこれをやらなければ困るということでございます。

今後も今まで以上に皆さんの御高見を拝聴したり、御指導を頂戴したいと申しあげまして、組合長さん2人に加え、私が全中からきておりますので、私の方から委員の皆様にお礼方々お願いしておきたいと思っております。大変どうもありがとうございます。

今村座長：それではこの辺で終わりにしたいと思います。なお、最初に門傳委員から御質問があったことですが、この研究会の開催要領には、いつ終わるとは書

いていないので、私としては、できましたら、いろいろ節目節目で問題が出てきたときに開きたいと思っています。

ただ、座長を離れて個人的な考えとしては、あり方研究会の委員皆さんの立派なお知恵と御提言を頂いて、それが今日、山田専務と田林理事長から御報告がありましたように、第23回JA全国大会の決議に相当部分が盛り込まれているとお分かり頂いたわけですが、実は第24回JA全国大会こそが本番だと思っています。3年後にどうなっているかということが、農協の死命を制することになるだろうというのが私の個人的な考えでございます。

だとすると、この研究会も第24回JA全国大会まで続けるのかということになりますが、とりあえずは、しばらくは続けさせて頂いて、必要に応じて皆様とお会いして御高見を頂きたいと思っています。

では、皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そういうこととさせて頂きます。皆さん今日は貴重な御意見ありがとうございました。これで終わらせて頂きます。